

日本労働年鑑 第26集 1954年版
The Labour Year Book of Japan 1954

第二部 労働運動

第三編 農民運動

第二章 農民運動の諸形態

第三節 供出と米価をめぐる闘争

一九五一年末、供米割当会議で農業委員退場という重大事態まで招いてもみ抜いたあげく、二、五五〇万石が決定し、これに対し農民団体は一致して反対し、供出完遂があやぶまれるにいたったことはすでに本年鑑第二五集でも記録したところであるが、農民は五一年産米供出においていかなる動きを示したか。岐阜市では、割当決定と同時に農民大会が開かれ、保有米五合、自主供出、米価一万円、強権供出反対を決議し、日農、全農その他の各県連の多くは割当返上を決議した。静岡では病虫害の被害が大きく、約半作といわれたが志太郡では一月一〇日、藤枝町岡出公園に約四千人の農民大会がもたれ、町長を議長にして、食糧事務所、税務署、作報、県議の出席のもとに、被害に対する当局の処置につき答弁をもとめ、つぎの決議を行った。

- イ、実情に即した割当をせよ。
- ロ、再生産に必要な保有米の確保。
- ハ、五等米も供出対象とせよ。(以下略)

このほか山梨、兵庫、愛知、福岡などで同様の動きがあり、とくに福岡の、各農民団体共同の「供米スト」は、検査制の合理化、米価追加払い、五等米の価格値上げ等農民の要求をもって「自主供出」「供出米の農協保管」の態度をきめたもので全国の注目をひいた。

三月三日の全国農民大会でも、自主供出、米価に関する要求が討議され、一九日の四団体共催全国農民大会でも米麦統制撤廃反対が中心議題としてとりあげられ、政府の食糧政策、米価、供出政策反対が叫ばれ、これに対して、農民の自主的申告にもとづく食糧の買入制、生産費をつぐなう米価、二重価格制の採用、民主的食糧管理方式の実施などが要望された。前記の四団体主催の全国農民大会における決議は次の通りである。

(米麦統制撤廃反対に関する全国農民大会の決議)

- 1 米麦の統制は撤廃しないこと。
- 2 米麦など国内産主要食糧の集荷及び配給と輸入食糧の買入れ及び配給については国家管理を行うこと。

3 米麦など国内産主要食糧は農民の自主申告に基く国家の一手買入れ制とし、その価格は米価審議会の議を経て、生産費を補償し農家の労働所得を安定せしめ、且つ拡大再生産を可能ならしめる価格によって買入れること。なお消費者価格については必要に応じて財政支出による二重価格制度を考慮すること。

- 4 現行食糧管理方式を根本的に改廃し、生産者及び消費者の代表を以て構成し、民主的に運営される管理方式を確立すること。

右の全国大会には、労働組合、消費者団体代表も出席し、農民組合の要求を支持して共闘を声明したことも注目される。

しかし自由党の食糧政策はこの年、麦の統制撤廃実現により、大きく一步前進し、また米については、「供出後の自由販売」即ち自由集荷制の実施で第二步をふみだした。麦については、自由改進黨共同提案による「麦類の価格、米食率および食糧特別会計の不足金処分に関する決議案」として国会を通過した。

二七年産米の供出については、政府は早くより生産目標(六五九七万石)をきめ、九月初旬には府県別仮割当をし、年末には減額補正数量を指示する方針をとった。また米価は、基本生産者価格七、五〇〇円超過供出分一万〇、五〇〇円、自由集荷米一万〇、五〇〇円と決定した。これは総選挙を前にして、農村の中農富農層に相対的に高い米価をあたえ、教育委員会法その他で労働者階級の間ひき起した不評の穴埋めに農民の関心を買わんとする偽瞞的米価政策なりとして農民団体はもちろん商業新聞にすら批判されたものである。もっとも、一万〇、五〇〇円米価は、当時のヤミ米価に近い価格で、自由党政府はこの米価をもって超過供出、自由集荷量を増やし、義務供出後の農民手持米を大量に吸収し、かくしてヤミ米価そのものを退治して一本の買入価格を実現し、米の完全な自由販売制へ布石しようと考えたものであろう。果してその意図が成功するかどうかは今後の供出の進捗とヤミ米価の足どりを見ねば正確な判断は下せないが、ともかく、このようにして米価はきまり、供出が始まった。政府の義務割当量は二、三二三万石が前年に比べ二四万石減少したが、このほか超過供出量二二四万一、〇〇〇石が要請されたので合計供出期待量二、五四七万二、〇〇〇石となり、前年に比べ約一〇〇万石の増加となった。供出成績は年末までに義務供出は完遂され、二八年一月には総供出量が完納された。

米価 供出問題に対して農民団体は、全供出米に対して生産費をつぐなう一万円米価を与え、二重米価を採用せよ、供出量の天下り割当て反対、自主供出を認めよ等の要求を出して政府に申入れた。たとえば山梨県稲積村では十月下旬百名の農民大会をもち、つぎの要求を決議した。

- イ、一九〇〇石以上の割当は拒否する。
- ロ、自主供出の促進。
- ハ、農業手形四三〇万円を一年延期せよ。

この村は虫害のため本年の減収は甚だしく、一、九〇〇石以上の供出は保有米を割る、というのである。その他全国各地で、とくに災害による減収地で補正要求が起ったのはこれまでの供米闘争と同様であるが、本年度は基本米価と超供米価の差額が大きいところから義務供出量を減額して超過供出を増すことは農民の大きな経済的利益となり、これはまたある程度町村役場、県当局にも同調できる要求であったので、農業委員会の割当返上のなされた所もあった。

さて一九五一年、五二年産米麦供出闘争は、静岡県志太郡、福岡県、大分県下郷、岐阜市、岡山県吉備郡、茨城県常東、滋賀県兵主村、青森県地引村、埼玉県中条、兵庫県市村等で、主として減額補正を内容としてたたかわれ、このほか新潟県古志郡や長岡市のごとく早場米奨励金増額の要求、京都府小牧村の検査制度に関する要求等があり、そのあるものは数千の農民を動員した大衆闘争にさえなっているが、他面地方行政当局の補正獲得の一手段として利用された面もあり、供出闘争の性格も決して単純なものではなかった。

しかしまた、統制撤廃問題にからみ、供出、税金闘争は広く労農提携の拠点をつくるものとして重要な意義をもつものであり、たとえばつぎにかかげる日農統一派長野県連の供出闘争方針などは、この点を強調していることは注意すべきである。また日農主体性派全国代表者会議で決定した米価

闘争方針は、その一項目として自主供出、米の農協保管、そして現金にこまる農家への農協の融資という要求をかかげているが、農協組との共同闘争、さらに消費者米価据置きを要求する労働者との提携を主張しているなど同様に注意されねばならない(日農主体性派全国代表者会議の項参照)。

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
